

松園町四区自治会慶弔細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会規約第32条の慶弔に関する事項を定める。

(種類)

第2条 種類は、次のとおりとする。

- (1) 成人祝
- (2) 長寿祝 敬老(75歳)・喜寿・傘寿・米寿・白寿
- (3) 出産祝
- (4) 弔慰

(支給)

第3条 支給は、次のとおりとする。

- (1) 成人祝は記念品を贈る。
- (2) 長寿祝は記念品を贈り、敬老祝賀会を行う。
- (3) 出産祝は一人につき5,000円とする。
- (4) 弔意は一人につき3,000円とする。

(手続)

第4条 出産祝、弔意が発生したときは、班長は直ちに会長に連絡するものとする。

附 則

この規約は、平成6年4月10日から施行する。

この規約は、平成26年4月6日から施行する。

この規約は、平成30年4月22日から施行する。

この規約は、平成31年4月14日から施行する。